

現場技術業務委託共通仕様書 県の新仕様と県の現仕様を並べて表記（新旧対照表）

県の現仕様（H28）	県の新仕様（H29）
<p>第1009条 業務実施計画書</p> <p>1．受注者は契約締結後14日（休日等を除く）以内に業務実施計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2．業務実施計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 業務概要 二 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む） 三 業務工程 四 業務組織計画 五 業務の範囲及び報告書 六 連絡体制（緊急時含む） 七 その他 <p>3．受注者は、業務実施計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務実施計画書を提出しなければならない。</p> <p>4．監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務実施計画に係る資料を提出しなければならない。</p>	<p>第1009条 業務実施計画書</p> <p>1．受注者は契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務実施計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2．業務実施計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 業務概要 二 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む） 三 業務工程 四 業務組織計画 五 業務の範囲及び報告書 六 連絡体制（緊急時含む） 七 その他 <p>3．受注者は、業務実施計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務実施計画書を提出しなければならない。</p> <p>4．監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務実施計画に係る資料を提出しなければならない。</p>